別記様式第８号（規格Ａ４）（第７条、第12条関係）

第１面

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 屋外広告物表示（設置）届出書（長期の広告物用）  年　　月　　日  　群馬県　　　　　土木事務所長　あて  住　所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）    氏　名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）    電話（　　　　　）　　　　　―  　　　　　　　　　　　 第９条第11項  　群馬県屋外広告物条例 第13条第７項 の規定により、次のとおり表示（設置）したいので  届け出ます。 | | | | | | | | | |
| １　広告物等の　　種類 |  | | | | | | | | |
| ･自家広告物　・自家広告物以外　・左記の両方　　（いずれかを○で囲むこと。） | | | | | | | | |
| ２　規格  　高さは、広告物の接地面から広告物の上端までの高さを記入すること。 | 広告物の種類 | 高さ(ｍ) | 縦(ｍ) | | 横(ｍ) | 面積(㎡) | | 数量 | 合計面積(㎡) |
|  |  |  | |  |  | |  |  |
|  |  |  | |  |  | |  |  |
|  |  |  | |  |  | |  |  |
|  |  |  | |  |  | |  |  |
| ３　表示（設置）　　場所  　　（町名地番） |  | | | | | | | | |
| ４　用途地域 |  | | | | | | | | |
| ５　地域区分 | ・禁止地域　　　・第　　種許可地域  ・（　　　　　　　　）景観誘導地域 　・（　　　　　）地区 | | | | | | | | |
| ６　表示(設置)期間 | 年　　月　　日から　　　年　　月　　日まで | | | | | | | | |
| ７　道路占用許可 | 年　　月　　日  第　　　　号 | | | ８　工作物確認  　 (高さ４ｍを超えるもの) | | | 要　・　不要 | | |
| ※届出の期間 | 年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで | | | | | | | | |
| ※届出の条件 |  | | | | | | | | |

第２面（規格Ａ４）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ９　既設の広告物  （他者のものも含む。） | 広告物等の種類 | | 個　　数 | | 面　積（㎡） |
|  | |  | |  |
| 10　表示(設置)　　　の概要 | 道路・鉄道等の沿線利用の場合  広告物相互間（他の広告物からの）距離　　　　　　ｍ  道路・鉄道等からの距離　　　　　ｍ  （路線名：　　　　　　　　　）  交差点等からの距離　　　　　ｍ | | | 屋上に表示（設置）する場合  　建築物の高さ　　　　ｍ  壁面に表示（設置）する場合  　突出幅　　　　　　　ｍ | |
| 11　屋外広告物　　　管理者 | 住　所 |  | | | |
| 氏　名 | 資格 | | | |
| 所　属 | 電話（　　）　　― | | | |
| 12　施工者等 | 住所(所在地)  電話（　　）　　― | | | | |
| 氏名(名称･代表者)  　屋外広告業登録番号 群広(　)第　　　号 | | | | |
| 住所(所在地)  電話（　　）　　― | | | | |
| 氏名(名称･代表者)  　屋外広告業登録番号 群広(　)第　　　号 | | | | |
| 13 | (１)表示する場所と付近の状況がわかる見取図及びカラー写真  　（撮影３か月以内）  (２)広告物等の形状、材料及び構造を明らかにした図面  (３)広告物等の色彩、意匠及び面積を明らかにした図面  (４)建築物を利用する広告物等の場合は、当該建築物と広告物等の位置関係、壁面等の形状及び面積、当該建築物を利用した既存の広告物等の形状、表示面積及びこれらとの位置関係を明らかにした図面並びにカラー写真  (５)自家広告物の場合は、他の自家広告物の形状、表示面積及びこれらとの位置関係を明らかにした図面並びにカラー写真  (６)道路、鉄道等の沿線に表示する広告物の場合は、表示場所から道路、交差点、鉄道等の境界線までの距離及び付近の交通信号機又は踏切までの距離を明らかにした図面  (７)他人の土地、建物等に表示する場合は、使用承諾書 | | | | |

注１　届出者は、届出をしようとする広告物等の法的な責任者及び義務者となるので、原則として広告主が届出を行うこと。

２ 11の資格欄は、表示面積が１面30㎡以上の屋上広告物のときに記入すること。

３　※印の欄は、記入しないこと。